

議案第 6 0 号

岩倉市道路占用料条例の一部改正について

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩倉市道路占用料条例（昭和５１年岩倉市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第３条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第３２条第１ 項第１号に掲げ る工作物	第１種電柱	１本１年につき	９９０
	第２種電柱	１本１年につき	１,５００
	第３種電柱	１本１年につき	２,０００
	第１種電話柱	１本１年につき	８８０
	第２種電話柱	１本１年につき	１,４００
	第３種電話柱	１本１年につき	１,９００
	その他の柱類	１本１年につき	８８
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ１メートル１ 年につき	９
	地下に設ける電線その 他の線類	長さ１メートル１ 年につき	５
	路上に設ける変圧器	１個１年につき	８６０
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メ ートル１年につき	５３０
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	１個１年につき	１,８００
	郵便差出箱及び信書便 差出箱	１個１年につき	７４０
	広告塔	表示面積１平方メ ートル１年につき	２,２００
	その他のもの	占用面積１平方メ ートル１年につき	１,８００
法第３２条第１	外径が０．０７メート	長さ１メートル１	３７

項第 2 号に掲げる物件	ル未満のもの			年につき	
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	53
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	79
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	110
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	160
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	210
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	370
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの			長さ 1メートル 1年につき	530
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として	地下に設けるもの	長さ 1メートル 1年につき	5
			その他のもの	長さ 1メートル 1年につき	18

	設置する 導線その他 の線類			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	880
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	530
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,100
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	660
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	22
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	220
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
第7条第1号に	標識		1本1年につき	1,400

掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本1日につき	22
		その他のもの	1本1月につき	220
	幕（令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方メ ートル1日につき	22
		その他のもの	その面積1平方メ ートル1月につき	220
	アーチ	車道を横断 するもの	1基1月につき	2,200
		その他のもの	1基1月につき	1,100
令第7条第2号 に掲げる工作物			占用面積1平方メ ートル1年につき	1,800
令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第 5号に掲げる工 事用材料			占用面積1平方メ ートル1月につき	220
令第7条第6号 に掲げる仮設建 築物及び同条第 7号に掲げる施 設			占用面積1平方メ ートル1月につき	180
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.012 を乗じて得

			た額
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	Aに0.009 を乗じて得 た額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

